

小山工業高等専門学校事務組織規程

制 定 昭和40年4月1日

最終改正 平成23年4月1日

第1章 総則

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年10月1日制定）第12条及び小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定）第11条の規定に基づく小山工業高等専門学校事務組織及び事務分掌は、この規定の定めるところによる。

第2章 事務組織

第2条 事務部に総務課、学生課を置く。

第3条 総務課に総務係、人事係、図書情報係、評価・地域連携係、財務係、用度係及び施設係を置く。

第4条 学生課に教務係、学生係及び寮務係を置く。

第5条 事務部に事務部長を置く。

2 事務部長は、校長の命を受けて事務部の事務を処理する。

第6条 総務課及び学生課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けその課の事務を処理する。

第6条の2 総務課及び学生課に課長補佐を置く。

2 課長補佐は、課長の命を受け課の事務を処理する。

第6条の3 総務課及び学生課に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受け高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理する。

第7条 係に係長又は主任を置く。

2 係長及び主任は、上司の命を受けその係の事務を処理する。

第3章 事務分掌

第8条 総務課課長補佐（総務担当）は、次の事務をつかさどる。

一 総務関係事務の総括、連絡調整及び業務改善に関すること。

二 中期計画・年度計画及び組織整備に関すること。

三 その他総務関係所掌事務のうち、上司の命を受けた事項についての企画、調査及び連絡調整に関すること。

2 総務課課長補佐（財務担当）は、次の事務をつかさどる。

一 財務関係事務の総括、連絡調整及び業務改善に関すること。

二 収支予算計画に関すること。

三 基準額以上の監査、内部監査・外部監査に関すること。

四 その他財務関係所掌事務のうち、上司の命を受けた事項についての企画、調査及び連絡調整に関すること。

3 総務課課長補佐（施設担当）は、次の事務をつかさどる。

一 施設関係事務の総括、連絡調整及び業務改善に関すること。

二 施設の計画及び整備の総括に関すること。

三 その他施設関係所掌事務のうち、上司の命を受けた事項についての企画、調査及び連

絡調整に関すること。

4 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 学則その他諸規程の制定改廃に関すること。
- 二 儀式及び他の係に属さない諸行事に関すること。
- 三 公印（財務関係及び学生課の公印を除く。）の管守に関すること。
- 四 会議に関すること。
- 五 公文書の收受、発送に関すること。
- 六 文書及び諸規則等の整理保存に関すること。
- 七 日誌及び沿革史等の記録に関すること。
- 八 秘書事務に関すること。
- 九 渉外に関すること。
- 十 電話交換その他電話の取扱いに関すること。
- 十一 情報公開に関すること。
- 十二 個人情報保護に関すること。
- 十三 事務が保有する電子ファイルの管理及び運用に関すること。
- 十四 広報に関すること。
- 十五 教職員の海外渡航に関すること。
- 十六 校内の警備に関すること。
- 十七 遺伝子組み換えDNAに関すること。
- 十八 総務担当職員及び教員の労働時間、休暇及び出張に関すること。
- 一九 国際交流推進室（学生課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 二十 内地研究員並びに在外研究員及び国際化推進プログラムに関すること。
- 二十一 公開講座に係る業務の支援及び連絡調整（評価・地域連携係の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 二十二 情報安全管理等委員会に関すること。
- 二十三 所掌事務に係る調査統計とその他諸報告に関すること。
- 二十四 その他他の課の所掌に属さない事務を処理すること。

5 人事係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 教職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- 二 教職員の給与に関すること。
- 三 教職員の定員及び級別定数に関すること。
- 四 教職員の勤務評定に関すること。
- 五 教職員の栄典及び表彰に関すること。
- 六 教職員の団体に関すること。
- 七 教職員の研修に関すること。
- 八 教職員の退職手当に関すること。
- 九 教職員の共済組合に関すること。
- 十 教職員の災害補償に関すること。
- 十一 教職員の人事記録に関すること。
- 十二 非常勤教職員の任免、服務及び給与に関すること。
- 十三 教職員宿舎の居住者選考に関すること。

- 十四 財産形成貯蓄の事務に関する事。
 - 十五 教職員の衛生管理に関する事。
 - 十六 産業医に関する事。
 - 十七 教職員就業規則及び非常勤職員就業規則に関する事。
 - 十八 総務担当職員及び教員の労働時間の補助業務に関する事。
 - 十九 教職員の身分証明等に関する事。
 - 二十 人事委員会に関する事。
 - 二十一 安全衛生委員会に関する事。
 - 二十二 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関する事。
 - 二十三 レクリエーション委員会及び教職員の福利厚生に関する事。
 - 二十四 その他人事に関する事。
- 6 図書情報係においては、次の事務をつかさどる。
- 一 図書館資料（以下「図書」という。）の選択及び収集に関する事。
 - 二 図書の契約及び支払決議に関する事。
 - 三 図書の分類、目録作成・編成及び装備、配架並びに整理に関する事。
 - 四 図書の受贈、交換及び除籍等に関する事。
 - 五 図書の閲覧、貸出及び保管に関する事。
 - 六 文献の相互利用、複写及び参考調査に関する事。
 - 七 研究紀要に関する事。
 - 八 著作権に関する事。
 - 九 図書情報センター運営委員会に関する事。
 - 十 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関する事。
 - 十一 その他図書情報に関する事。
- 7 評価・地域連携係においては、次の事務をつかさどる。
- 一 点検評価委員会、各種評価及び審査に関する事。
 - 二 科学研究費補助金及び各種法人等の補助金に関する事。
 - 三 民間等との共同開発、技術相談、共同研究、受託研究、受託試験の受入及び技術発表会等の産学連携事業に関する事。
 - 四 発明及び知的財産に関する事。
 - 五 地域連携に係る業務の支援及び連絡調整に関する事。
 - 六 公開講座及び生涯学習に関する企画及び立案（総務係の所掌に属するものを除く。）に関する事。
 - 七 生涯学習に関する企画、立案及び連絡調整に関する事。
 - 八 教育研究推進委員会に関する事。
 - 九 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関する事。
 - 十 その他評価・地域連携に関する事。
- 8 財務係においては、次の事務をつかさどる。
- 一 予算管理及び決算に関する事。
 - 二 財務関係規程等に関する事。
 - 三 監査に関する事。
 - 四 安全管理に関する事。

- 五 防災に関すること。
 - 六 自動車の維持管理及び運行に関すること。
 - 七 寄附金に関すること。
 - 八 財務担当職員の労働時間、休暇及び出張に関すること。
 - 九 予算委員会に関すること。
 - 十 財務会計システムに関すること。
 - 十一 債権の管理に関すること。
 - 十二 収入及び支出に関すること。
 - 十三 給与、旅費及び謝金の支払決議に関すること。
 - 十四 所得税及び住民税等の徴収に関すること
 - 十五 寄附金、民間等との共同研究費、受託研究費、受託事業費、科学研究費補助金及び各種法人等の補助金の収支に関すること。
 - 十六 日本スポーツ振興センターの収支に関すること。
 - 十七 事務情報に関する調査・計画及び啓発に関すること。
 - 十八 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関すること。
 - 十九 その他他の係の所掌に属さない財務関係事務に関すること。
- 9 用度係においては、次の事務をつかさどる。
- 一 物品管理の総括調整に関すること。
 - 二 物件（図書及び営繕関係を除く。）の契約及び支払決議に関すること。
 - 三 物品の調達、出納、保管及び処分に関すること。
 - 四 物品の修理に関すること。
 - 五 電気、水道、ガス及び電話の料金に関すること。
 - 六 構内及び建物等の清掃に関すること。
 - 七 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関すること。
 - 八 その他用度に関すること
- 10 施設係においては、次の事務をつかさどる。
- 一 不動産の管理及び処分に関すること。
 - 二 営繕工事の企画、立案に関すること。
 - 三 営繕工事の予算資料作成に関すること。
 - 四 施設の計画及び整備に関すること。
 - 五 営繕工事の設計及び工事費の積算に関すること。
 - 六 営繕関係の契約及び支払決議に関すること。
 - 七 工事等に係る入札参加者選定に関すること。
 - 八 営繕工事の施工監督に関すること。
 - 九 土地、建物及び附帯施設の維持保存に関すること。
 - 十 教職員宿舎に関すること。
 - 十一 暖房用ボイラーの業務に関すること。
 - 十二 省資源、省エネルギーに関すること。
 - 十三 環境整備委員会に関すること。
 - 十四 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関すること。
 - 十五 その他施設に関すること。

第9条 学生課課長補佐は、次の事務をつかさどる。

- 一 学生課事務の総括、連絡調整及び業務改善に関すること。
- 二 専攻科の教育課程に関すること。
- 三 専攻科生の入学、休学、復学、転学、退学及び修了に関すること。
- 四 専攻科の授業及び試験に関すること。
- 五 専攻科教育の実施状況等の審査に関すること。
- 六 専攻科委員会に関すること。
- 七 後援会に関すること。
- 八 その他学生課所掌事務のうち、上司の命を受けた事項についての企画、調査及び連絡調整に関すること。

2 教務係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 本科の教育課程に関すること。
- 二 本科生の入学、休学、復学、転学、退学及び卒業に関すること。
- 三 本科の授業及び試験に関すること。
- 四 指導要録に関すること。
- 五 在学成績及び卒業等の証明に関すること。
- 六 教科書及び教材に関すること。
- 七 学生の校外研修及び専門研修に関すること。
- 八 インターンシップに関すること。
- 九 外国人留学生の受入及び教育に関すること。
- 十 研究生及び聴講生に関すること。
- 十一 外部からの学生支援に関すること。
- 十二 教育改革の支援プログラムに関すること。
- 十三 J A B E E の審査に関すること。
- 十四 学生課職員及び非常勤講師の労働時間、休暇及び出張に関すること。
- 十五 教務委員会に関すること。
- 十六 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関すること。
- 十七 その他他の係の所掌に属さない事務に関すること。

3 学生係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 学生の厚生補導（寮務係の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 二 外国人留学生の厚生補導（寮務係の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 三 学生の旅客運賃割引証及び通学証明書の発行に関すること。
- 四 学生の諸願届に関すること。
- 五 学生の集会、行事及び掲示に関すること。
- 六 学生の奨学資金に関すること。
- 七 入学料、授業料及び寄宿料の減免並びに徴収猶予に関すること。
- 八 学生の健康管理及び安全保持に関すること。
- 九 日本スポーツ振興センターに関すること。
- 十 学生の団体活動、オリエンテーション、課外活動及び諸行事に関すること。
- 十一 学生の進路に関すること。
- 十二 学生食堂の管理運営に関すること。

- 十三 学生の賞罰に関する事。
- 十四 カウンセラーの労働時間に関する事。
- 十五 教員の労働時間の補助業務に関する事。
- 十六 学生委員会に関する事。
- 十七 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関する事。
- 十八 その他学生の厚生補導に関する事。

4 寮務係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 寄宿舍の管理運営に関する事。
- 二 寄宿舍の諸経費に係る経理に関する事。
- 三 入寮及び退寮に関する事。
- 四 学寮における学生の厚生補導に関する事。
- 五 学寮における外国人留学生の厚生補導に関する事。
- 六 寮生の栄養指導及び衛生に関する事。
- 七 教員の宿日直に関する事。
- 八 寮務委員会に関する事。
- 九 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関する事。
- 十 その他寄宿舍に関する事。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月20日規則第7号改正）

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月29日規則第6号改正）

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月19日規則第1号改正）

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月23日規則第2号改正）

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。